

青森県報

号外第三十五号

平成十六年四月一日(木曜日)

青森県立三沢航空科学館に係る使用料の徴収事務の委託
青森県総合運動公園、新青森県総合運動公園、青森県営
ケート場及び青森県武道館に係る使用料の徴収事務の委
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例に基
く手数料の収納事務の委託
青森県営浅虫水族館に係る使用料の収納事務の委託
青森県営駐車場に係る使用料の徴収事務の委託

(警察	教育	生涯
同	交通規制課	教育厅入門	学習
)	本部	健康課	課
:	：	：	：
高	至	至	至

告示

目次

地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託
県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の
収納事務の委託

駐車場使用料の収納事務の委託	保育士登録手数料の徴収事務の委託	収納事務の委託
（医療薬務課）	（政保局政策課）	（政保局政策課）

青森県立はまなす学園に係る使用料の徴収事務の委託……
（障害福祉社課）
青森県駐留軍従業員等健康福祉センターに係る使用料の收
納事務の委託

農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……
林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務

の委託

沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託
青森県酪農振興センターに係る使用料の徴収事務の委託
青森県漁港管理条例による漁船に係る岸壁、物揚場及び栈

橋の漁港施設使用料の収納事務の委託.....
青森空港駐車場に係る使用料の収納事務の委託.....
青森県宮柳町駐車場使用料の徴収事務の委託.....

県営住宅に係る家賃及び特定公共賃貸住宅に係る家賃の滞納家賃等の収納事務の委託

(建築住宅課) :

告示

青森県告示第一二百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人地域総合整備財団に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間における地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

青森県知事
三 村 申 吾

青森県告示第一二三四号

平成十六年四月一日

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人青森県社会福祉協議会に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間ににおける県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事
三 村 申 吾

青森県告示第一百三十五号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第一百九十一号）第三十三条の一の規定により、次に掲げる者に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間ににおける青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）別表に規定する駐車場使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田一丁目一八の七

青森県告示第一百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人日本保育協会に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間ににおける保育士登録手数料の徴収の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、日本赤十字社に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間ににおける青森県立はまなす学園に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県告示第一百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、三沢市に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間ににおける青森県駐留軍従業員等健康福祉センターに係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間ににおける農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百四十号

名 称	住 所
つがる弘前農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目一の二
相馬村農業協同組合	中津軽郡相馬村大字五所字野沢二三の一
津軽石川農業協同組合	弘前市大字石川字家岸四五の二
黒石市農業協同組合	黒石市一番町二六
津軽平賀農業協同組合	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二三の八

青森県知事 三 村 申 吾

浪岡農業協同組合	南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田八七	ももいし農業協同組合	上北郡白石町字上前田七の三
津軽尾上農業協同組合	南津軽郡尾上町大字原字大野三六の一	下田町農業協同組合	上北郡下田町字馳下り五五
常盤村農業協同組合	南津軽郡常盤村大字常盤字一西田一一	らくのう青森農業協同組合	上北郡野辺地町字大月平三三の一
田舎館村農業協同組合	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻一四五の一	十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の一八
深浦町農業協同組合	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八二の八	倉内地区酪農農業協同組合	上北郡六ヶ所村大字倉内字笠崎八六八の一
つがる白神農業協同組合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田八七の一	八戸広域農業協同組合	八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
木造町農業協同組合	西津軽郡木造町字森山三二の一	まべち農業協同組合	三戸郡三戸町大字一日町四一
富范農業協同組合	西津軽郡車力村大字富范字敷分二二の四	しんせい五戸農業協同組合	三戸郡五戸町字博労町一一の一
つがる農業協同組合	西津軽郡稻垣村大字豊川字宮川一の一八	田子町農業協同組合	三戸郡田子町大字田子字天神堂平七六
いたやなぎ農業協同組合	北津軽郡板柳町大字福野田字実田九二の一	はまなす農業協同組合	むつ市横迎町一丁目一一の三三五
鶴翔農業協同組合	北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原五五の四一	斗南丘酪農農業協同組合	むつ市大字田名部字内田四二の六〇〇
「じょがわら市農業協同組合	五所川原市大字野里字奥野一〇〇	あすなろ農業協同組合	青森市大字石江字江渡五九の一三
津軽北部農業協同組合	北津軽郡金木町大字金木字芦野一五九の一	新あおもり農業協同組合	青森市大字平新田字池上一一の一四
野辺地町農業協同組合	上北郡野辺地町字野辺地一の五	東つがる農業協同組合	東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田一一
横浜町農業協同組合	上北郡横浜町字寺下三四の一	青森県信用農業協同組合連合会	青森市大字大野字前田八七の一
とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山一の三一一		
八甲田農業協同組合	三沢市大字三沢字堀口一六の七		
おいらせ農業協同組合			

青森県告示第一百四十号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
青森県森林組合連合会に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日まで
の間ににおける林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託した

ので、同条第一項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間ににおける沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

三沢市漁業協同組合、泊漁業協同組合、奥戸漁業協同組合、今別町西部漁業協同組合及び竜飛漁業協同組合

青森県告示第一百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社団法人青い森農林振興公社に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間ににおける青森県酪農振興センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第一号に規定する漁船に係る岸壁、物揚場及び桟橋の漁港施設使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第一号に規定する漁船に係る岸壁、物揚場及び桟橋の漁港施設使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

名 称	住 所
株式会社サン・コーポレーション	五所川原市大字金山字龜ヶ岡四六の一八

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

一 委託期間
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

二 受託者及び漁港施設使用料の収納すべき範囲

受 託 者	漁港施設使用料の収納すべき範囲
名 称（氏名）	所在地（住所）
株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四
八戸みなと漁業協同組合	八戸市大字白銀町字三島下九五
鰺ヶ沢漁業協同組合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇〇
大畠町漁業協同組合	下北郡大畠町大字大畠字湊村一九一
三沢市漁業協同組合	三沢市港町一丁目一

受託者が取扱つた漁船の漁獲物の水揚金額に応ずる漁港施設使用料

青森県告示第一百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、株式会社クリーンサービス青森に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間における青森県宮柳町駐車場使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、十和田湖町に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間における十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、青森県住宅供給公社に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間における青森市、弘前市、八戸市及び黒石市に所在する公営住宅に係る家賃並びに青森市、弘前市及び八戸市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、

財団法人青い森みらい創造財團に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間における青森県立三沢航空科学館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人青い森みらい創造財團に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間における青森県総合運動公園（運動施設区域に限る。）、新青森県総合運動公園（青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）第五条第一項に規定する特定公園施設に限る。）、青森県営スケート場及び青森県武道館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人青森県交通安全協会に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間における青森県道路交通事故手数料の徴収等に関する条例（平成二十一年三月青森県条例第百一号）第一条第一号に基づく手数料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百五十一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十一号）第三十三条の一の規定により、

社団法人青森県産業振興協会に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日

日までの間における青森県営浅虫水族館に係る使用料の収納の事務を委託したので、
地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定
により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百五十二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十一号）第三十三条の一の規定により、
株式会社クリーンサービス青森に対し、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十
一日までの間における青森県営駐車場に係る使用料の徴収の事務を委託したので、地
方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定に
より告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所 青森市 島一丁人) 森目一番 県号
(印刷所 青森市 東奥印 刷株式 会社)
定価小口一枚二付十五円一錢 毎週月・水・金曜日発行